

2024年12月26日

証拠説明書

控訴人 [Redacted]

被控訴人 国

控訴人訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳 

弁護士 椎 名 基 晴  代

弁護士 仲 晃 生  代

弁護士 仲 尾 育 哉  代

東京高等裁判所第17民事部係 御中

言記

書証 番号	標 目	作 成 者
	立 証 趣 旨	
5 4	「外国国籍を志望取得した場合の原 国籍の取扱い（2024年2月）」 と題する図表	弁護士仲晃生
	2024年2月時点で、自己の志望によって外国国籍を取得した場合の自動 国籍喪失制度を有しない国は、全世界の195カ国中151カ国、約77%強 に上る事実	
5 5	逐条註解国籍法（抄）	木棚照一

	国籍法 14 条が規定する国籍選択の猶予期間は本人の判断能力の成熟及び熟慮の期間を設けた趣旨であること（401 頁乃至 402 頁）、複数国籍の解消は者本人の意思を尊重し、その自主的努力に委ねているものと解すべきであり、この点を踏まえて運用を心がける必要があること（407 頁乃至 408 頁）。	
56	日本国憲法〔第 4 版〕（抄）	松井茂記
	国籍法 11 条 1 項が憲法 10 条に違反し無効であるとの学説	
57	意見書「国籍法 11 条 1 項の憲法及び国際法規適合性について」（写）	高佐智美
	憲法 22 条 2 項は日本国籍を離脱しない自由も当然に保障しているものと解すべきであること、このような理解が一般的であることを指摘し、国籍を離脱しない自由の憲法 22 条 2 項による保障を否定した東京高裁 2023 年 2 月 21 日判決を批判している事実	

以 上